

玉穂ケアセンター介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人正寿会が開設する介護老人保健施設玉穂ケアセンター（以下「当施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対して、地域包括支援センターの介護予防サービス計画に則り、介護予防通所リハビリテーション計画を立てるとともに実施し、利用者の心身の状態の維持又は向上を目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の状態の維持又は向上を図るなど、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「やすらぎ」を感じて、個性豊かに過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は扶養者等の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 玉穂ケアセンター介護予防通所リハビリテーション
- (2) 法人名 医療法人 正寿会
- (3) 代表者 理事長 長谷川智里
- (4) 開設年月日 平成18年4月1日

- (5) 所在地 山梨県中央市乙黒247番地
- (6) 電話番号 055-273-7331 FAX 番号055-273-7360
- (7) 介護保険指定番号 1950880052

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医師 1人(法令1人玉穂ケアセンター兼務)
- (2) 支援相談員 1人(法令1人)
- (3) 介護職員 6人(法令4人)
- (4) 機能訓練指導員 3人(法令0.4人玉穂ケアセンター兼務)
- (5) 看護職員 1人(玉穂ケアセンター兼務)
- (6) 管理栄養士 1人(玉穂ケアセンター兼務)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、従事者の業務の管理
- (2) 支援相談員は、介護予防サービス計画に基づき、利用者及びその家族からの相談に対し理解しやすいように説明を行うなかで、適切な助言、指導を行い、介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- (3) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づき介護
- (4) 機能訓練指導員は、利用者の運動機能向上のための訓練指導及び言語機能訓練、口腔機能向上のための摂食・嚥下機能に関する訓練指導など実施
- (5) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づき看護
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理及び献立作成

(営業日及びサービス提供時間)

第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、毎週月曜日から土曜日までの6日間(年末年始の4日間休業)
- (2) サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時30分までの間

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、15人とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーションは、共通サービスとして居宅と施設間の送迎、入浴介助及びレクリエーション等の日常生活上の支援を行う。

2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、次の選択的サービスを提供する。

(1) 運動器機能向上計画により、運動器機能向上サービス

(2) 栄養ケア計画により、栄養管理及び栄養改善サービス

(3) 口腔機能改善管理指導計画により、口腔機能向上サービス

4 基準により手厚い職員配置等に対する評価として当該する事項により、サービス提供体制強化加算を受けるものとする。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を次のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額は、利用者への説明書に掲載する利用料金

(2) その他の利用料、食費、日常生活費、教養娯楽費、おむつ代、理美容代金は、利用者への説明書に掲載する利用料金

(送迎地域)

第11条 送迎地域（片道10km以内）は次のとおりとする。

中央市、昭和町、甲府市、笛吹市（旧境川村）

市川三郷町（旧市川大門町、旧三珠町）、甲斐市（旧竜王町、旧敷島町）

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

(1) 施設利用中の食事は、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態管理のサービス内容としているため、食事内容の管理及び決定できる権限を委任されたものとしておりますので、特段の事情がない限り施設の提供する食事の摂取

(2) 飲酒、喫煙の禁止

(3) 金銭、貴重品の持ち込み禁止

(4) 宗教活動の禁止

(5) ペットの持ち込み禁止

(6) 食べ物の持ち込み禁止

(7) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止

(8) 他利用者への迷惑行為の禁止

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者は、事業所管理者

- (2) 火元責任者は、各階等の責任者
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検際の立会いは防火管理者
- (4) 非常災害設備は、常に有効保持
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合の被害最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成及び任務の遂行
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練の実施
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）を年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練を年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じての対処体制の確立

（職員の服務規律）

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 入所者や通所者に対しての人格尊重と親切丁寧を旨とした接遇教育の受講
- (2) 常に健康に留意し、明朗態度の徹底
- (3) お互いに協力し合い、常に能率向上への心掛

（職員の質の確保）

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人正寿会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第18条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う他、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 当事業所は、利用者の人権・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するための事業所職員に対する定期的な研修の実施
 - 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3) その他虐待防止のために必要な措置
 - 4) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - 5) 虐待防止のための指針の整備
 - 6) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は主介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 19 条 当事業所は、事業所内で感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為に対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時に置いて、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策案し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用さ

せない。

- 2 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する事項については、医療法人正寿会の役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。

この運営規定は、平成29年4月1日より施行する。

この運営規定は、平成30年6月1日より施行する。

この運営規定は、令和2年8月13日より施行する。

この運営規定は、令和5年1月4日より施行する。

この運営規定は、令和6年4月1日より施行する。